



めごかる面会交通費助成について



町では、出生したお子さんが総合周産期母子医療センター及び、地域周産期母子医療センターへの産婦さんの面会のための交通費の助成を行います。

1. 対象者

軽米町に住所を有する、周産期母子医療センターのNICU（新生児集中治療室）又は、GCU（新生児治療回復室）等に入院している児を持つ産婦

2. 助成額

○居住地から医療機関までの往復の交通費分です。

○居住地から距離数 1 キロメートルあたり 37 円を助成します。

○助成上限額は、産婦ひとりあたり 10 万円までです。（多胎の場合及び助成対象期間が 2 か年度にわたる場合も 1 回分とします。）

3. 申請方法

申請先：健康福祉課（健康ふれあいセンター内）

《 申請に必要なもの 》

① 軽米町めごかる面会交通費助成金公費申請書

※距離数については空欄で提出していただき、こちらで距離数を調べます。

最短の距離数での算出となりますので、実際のルートとは異なる場合がありますのでご了承ください。

② 軽米町周産期母子医療センターNICU・GCU 等面会状況報告書

（面会日時の記録を病院に記入してもらってください）

③ 振込先情報（金融機関名、支店名、口座番号）（申請書に記入）

④ 母子健康手帳（出生日が記載されている部分）

4. 申請時期

○お子さんが退院した日または、出産後 2 か月を経過した日のいずれか

○助成対象期間が 2 か年度にわたる場合は、年度末の 3 月 31 日までの分を一度申請していただきます。

5. 支払い方法

申請書に記載されている金融機関の口座へ振り込みます。

担当：軽米町健康福祉課健康づくり担当（健康ふれあいセンター内）
子育て世代包括支援センター
「めごかる」 TEL：46-4111

